

会 議 録

会 議 名	令和4年度 第3回 野田市学校給食運営委員会
議題及び議題毎 の 公開又は非公開 の別	1 令和5年度の学校給食費について 2 学校給食施設の整備方針について
日 時	令和5年1月21日（土） 午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	中央公民館 講堂
出席委員氏名	土屋孝之、田中暁子、笠見桂子、紙子舞、山本絵美 根本麻衣、石田芙美佳、染谷小百合、田中愛子、齊 藤明子、高野幸子、重本瑠美、岩本香、田辺尚子、 大重恵、横瀬弥生、定兼久美、石橋千佳、植田亜貴 子、勝田絵里、待山弘、高木登起子、久保寺淳子、 齊藤有希子、宮田真弓、青木清子、大野憲子、糸賀 永恵、木幡いづみ
欠席委員氏名	織原賢一郎、千葉亜季、南信悟、小田光星、長野由 香、河野恭助
事 務 局	鈴木有（市長）、今村繁（副市長）、染谷篤（教育 長）、松本正明（総務部参事兼公共施設適正管理対 策担当）、中居章（学校教育課次長兼学校教育課 長）、小川原一浩（学校教育課副主幹兼学校給食セ ンター所長兼関宿学校給食センター所長）、石塚誠 （学校教育課課長補佐）、新妻健（学校教育課指導 主事兼保健給食係係長）、大杉美佐絵（学校教育課 主任技師）、須崎晃（学校教育課主任主事）、草島 あゆ美（学校教育課技師）
傍 聴 者	なし

議事

司会（事務局 学校教育課指導主事）

大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、令和4年度野田市学校給食運営委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます、野田市教育委員会学校教育課の新妻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

それでは定刻となりましたので、令和4年度 第3回野田市学校給食運営委員会を開催させていただきます。委員定数 35名のところ 28名の出席があり、委員の半数以上が出席されていますので、野田市学校給食運営委員会条例第6条第2項の規定により、本委員会は成立します。

また、この委員会の会議は、個人情報不開示情報を取り扱うことがありますので、原則として公開することとしております。従いまして、市民に周知するため、ホームページに掲載しております。会議の傍聴は、会議資料を御覧いただきながら行うこととしております。また、委員名簿や会議資料及び会議録は、ホームページに掲載するとともに会議終了後に市役所1階の行政資料コーナー、いちいのホールにて閲覧できるようにしておりますので、委員の皆様には御了承願います。

本日は、傍聴される方はいらっしゃいません。

次に、本日の資料についてですが、事前に配付させていただいております。

本日の会議につきましては、会議録作成のためICレコーダーを使用させていただきますので、御了承ください。御意見を頂く際には、挙手の上、始めに学校名とお名前を言っていただきますようお願いいたします。

では、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

始めに、鈴木 有市長から挨拶を申し上げます。

【市長挨拶】

司会（事務局 学校教育課指導主事）

続きまして、教育委員会を代表し、染谷 篤教育長から挨拶を申し上げます。

【教育長挨拶】

司会（事務局 学校教育課指導主事）

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に「野田市学校給食運営委員会条例第5条第2項」で「委員長は、学校教育部長をもって充てる」と規定され、また同条例第6条第1項で会議は委員長が議長となると規定されていることから、議長は、委員長である土屋孝之 学校教育部長にお願いし、また、副議長は第1回の会議で副委員長に選任されました清水台小学校の田中 愛子様をお願いしたいと思います。それでは、土屋部長、田中様、よろしく願いいたします。

委員長（学校教育部長）

それでは、議事に入ります。始めに、協議事項1 令和5年度の学校給食費について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

それでは、1 ページの1 令和5年度の学校給食費について説明いたします。

先月開催した学校給食運営委員会において、野田市の学校給食の現状と学校給食費の考え方を説明させていただきましたが、今回令和5年度の学校給食費について、市の検討結果を説明いたします。

市の学校給食費の考え方については、前回も説明させていただきましたが、枠で囲った部分になります。基本的に、食材料費は保護者負担であり、市の施策としては平成13年度から市独自の野田産米補助を実施しており、令和4年度には物価高騰対策として、国の補助金を活用し、保護者負担の軽減を図っているところです。

学校給食費の第3子以降無償化制度の実施は、市が実施しなければ県も実施しないという形のものであり、野田市としても実施の有無について、選択の余地がなかったと言わざるを得なかったものです。本来、学校給食費を無償化するかどうかについては、国が検討すべきことであり、今後無償化事業を推進することについては、県の補助事業が令和5年度以降も同様に継続するのか不透明な中、今後も継続していくことは財政負担も大きいとともに、野田市としては子供たちにきめ細やかな事業を実施するために必要となる、教職員の配置や老朽化している学校施設や給食施設への対応など、喫緊の課題を優先して対応しなければならないと考えています。

その中で、令和5年度の給食費について、次のとおり保護者負担の軽減策を含め、総合的に検討を進めた結果をお示しします。

令和5年度は、学校給食費について次の三つの施策を行うこととします。

その一として物価高騰等に対する保護者負担軽減策、その二として少子化対策、その三として経済的に就学が困難な方への援助の拡大です。

なお、ここで説明させていただく令和5年度の学校給食費に対する支援については、市の基本的な考え方を示したもので、3月市議会に提出予定の令和5年度当初予算案の議決後に決定することを御了承願います。

三つの施策について、一つずつ説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

その一、物価高騰等に対する保護者負担軽減策として、野田産米補助の補助率を100%とし、野田産米購入に係る費用の全額を公費負担とします。

食材料費や流通コストの上昇が継続している中、食材の安定的な確保、給食水準の維持向上を図るため、これまで一部としていた補助率を100%と全額公費負担とし、保護者負担の軽減を図るとともに、野田ブランドの農産物である野田産米を使用することで、安全で安心な学校給食を提供し、一層の食育推進を図っていかうとするものです。

2ページ中央の表をご覧ください。令和4年度は当初予算で約

2,600万円を計上し、9月15日から新米価格が値上がりしたとことに伴い、値上げ分を保護者負担としないため、更なる負担軽減を実施し、総額約3,012万円としております。

これを令和5年度は全額公費負担とすることで、総額約5,352万円、令和4年度ベースで約2,340万円を増額しようとするものです。

全額公費負担とすることで、学校給食費の価格を据え置きながら、できる限り給食水準の維持を図りたいと考えております。

表1は、前回も説明しましたが、平成27年度から令和4年度までで一食当たりの主食費の単価が、小中学校それぞれ約10円上昇しており、その分副食費に充てることができる金額が減少しております。

また、3ページの表2は、令和4年度と令和5年度の小中学校における、主食がごはんの給食一食当たりの米代と、その補助額を示したものです。

小学校で、主食がごはんの給食一食当たりの米代30.24円のうち、令和4年度は保護者負担一食12.45円、年額1,606円が令和5年度は0円に、同じく中学校は一食当たりの米代43.20円のうち、令和4年度は保護者負担一食17.78円、年額2,294円が令和5年度は0円と、保護者負担がなくなるものです。なお、パン、麺等ごはん以外が主食の日の給食費と平均すると、令和4年度一食当たり小学校8.72円、中学校12.45円が、令和5年度は0円となり、その分が副食費へまわることになります。

その二、子育て世帯への支援策として、第3子以降の学校給食費無償化を実施します。

学校給食費の食材に係る費用負担は保護者負担を原則としつつも、3人以上の子を扶養する多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図ることは、少子化対策としても有効であり、県が新たに創設した補助事業が活用できることから、令和4年度に引き続き、令和5年度も実施するものです。

なお、令和4年度の状況としまして、第3子以降の学校給食費の無償化に係る予算が12月市議会で議決された額としては、小学校で989人、中学校で353人、合計で1,716万2千円であり、その半額が千葉県から補助金として交付されるものです。

この人数につきましては、現在学校を通して保護者から申請書が送付され、随時審査中です。令和5年度も継続し、4月から3月までの学校給食費が対象となります。

続きまして、4ページを御覧ください。

その三、経済的に就学が困難な世帯への支援として、就学援助制度の準要保護の対象範囲を拡大します。

就学援助制度は、学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」に基づき、生活保護法に規定する要保護者及び市教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者をその対象としています。

学校給食費については、要保護者に加え準要保護者も無償となっていますが、その範囲は市町村が認定基準を定めるとされています。

その範囲につきましては、現在の生活保護基準の収入を、基準の1.5倍から1.6倍に拡大することで、対象者を拡大しようとするものです。

令和4年12月27日時点の認定者数は、小学校で791人、中学校で517人の合計1,308人ですが、68人程度の対象者が拡大することが見込まれます。

なお、拡大する対象者につきましては、令和4年度に申請書が提出され、不認定となった世帯から見込んでいます。

以上、令和5年度の学校給食費につきましては、市の検討結果を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

委員長（学校教育部長）

令和5年度の学校給食費について承認いただける場合は拍手をお願いいたします。

【拍手】

委員長（学校教育部長）

ありがとうございます。

続いて、2 学校給食施設の整備方針について、事務局より説明をお願いします。

事務局（学校教育部次長兼学校教育課長）

5 ページの 2 学校給食施設の整備方針について、ご説明いたします。

表 1 は、令和 4 年度の各学校の給食提供数と、児童生徒数の推移を考慮した 7 年後の令和 11 年度の想定給食提供数です。

増加の見込みは、清水台小、柳沢小、みずき小、南部中の 4 校のみで、全体としては、約 2,200 人を超える減少が見込まれます。

6 ページを御覧ください。野田市は昭和 40 年から学校給食を開始しており、築 30 年以上経過した施設が 85% を占め、給食施設の老朽化が進んでいます。

調理器具や備品類は定期的に更新していますが、長期間を要する大規模改修等や狭小による調理室の拡張などは給食提供に大きく影響するため、機能維持を重点的に努めてきた結果、建物はもとより附属設備の老朽化が著しく、特に北部小、東部小、川間小、南部小の各小学校及び野田センターは築 49 年以上経過し、安全面や衛生面の早期改善が必要になっています。

7 ページの②学校給食衛生管理基準への適合を御覧ください。

学校給食の衛生管理については、学校給食法により施設や設備、調理等に関する基準である学校給食衛生管理基準が定められています。

しかし、この基準が定められる以前に建設されているほとんどの調理場の建物が狭小で、衛生管理基準を満たした運用が困難な状況にあります。

そのため、衛生管理基準の基本の考え方である HACCP（ハサップ）を取り入れた衛生管理手法の遵守と各調理現場における創意工夫により適切な管理に努めているところです。

表3は各給食施設の整備状況を、表4は各施設の課題をまとめております。

9 ページを御覧ください。表5は、現行の調理方式である自校方式とセンター方式の現状と課題をまとめております。

10 ページの学校給食調理方式の検討を御覧ください。調理方式の種類として「自校方式」「センター方式」「親子方式」を検討することとします。

②調理方式の評価を御覧ください。調理方式の特徴として、「自校方式」は、多彩な手作り献立や適温での給食提供、各校に配置される栄養教諭等によるきめ細かな食育など「子どもへの対応面」で優位であり、「センター方式」は、施設の衛生管理基準への適合やアレルギー対応食専用の環境整備など平面計画の容易性・柔軟性が高い他、多調理による調理効率や食材調達コスト等、「財政面」で優位といえます。

また、「親子方式」は、自校方式とセンター方式の中間に位置し、整備用地の確保が難しく自校方式が採用できない場合や自校方式のコストダウン策として採用されますが、親校と組み合わせる子校数が少ないほど、より自校方式に近い給食の提供が可能となります。

11 ページを御覧ください。表6では各調理方式を評価項目ごとに評価し、それぞれの特徴をまとめました。

13 ページの③整備費用の試算を御覧ください。給食施設の再整備に向けた調理方式として、これまでの「自校方式」「センター方式」に「親子方式」を加えた3方式5パターンによる整備費用及び運営費用を試算しました。

モデルプランとして、各方式の検討は、各校の令和11年度推定児童生徒数を基に計画食数を設定し、建設に係る費用（イニシャルコスト）と建設後の運営に係る費用（ランニングコスト）を試算しました。

なお、全てのモデルプランは学校衛生管理基準やHACCP（ハサップ）の概念を取り入れた、施設整備と運営を前提に設定していません。

試算条件として、次の8点を挙げております。

- ・全てのモデルプランには、炊飯設備を整備する。
- ・調理場の配置計画に左右されるため、給排水や電気設備の改修費や既設調理場の解体費用は見込まない。
- ・調理場更新時（工事中）の給食提供の可否は、各調理場の環境条件や配置計画によるため、代替給食に係る経費は見込まない。
- ・親子方式は、建築基準法第 48 条の用途制限許可（工場）を前提とする。
- ・全センター方式への移行については、建設候補地や現在地での建て替えの有無が明確でないため、新たな建設用地の取得費用は見込まない。
- ・整備施設は、鉄骨造を想定し、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、耐用年数 60 年間で試算する。
- ・県が負担する栄養教諭等の人件費は、市職（栄養士）の令和 2 年度平均人件費で試算する。
- ・幼稚園は敷地狭小により整備用地の確保が困難であるため、他施設からの配送を前提とする。

14 ページから 16 ページにかけまして、四つの案により整備費用を積算しております。

案 1 は、センター校全てを自校方式に移行することとし、現在の自校方式校は継続運用するものです。

案 2 - 2 は、現在の自校方式校は継続運用し、給食センター校を親子方式に移行するパターンと全校を親子方式に移行するパターンの 2 パターンを試算したものです。

案 3 は、全校をセンター方式に移行し、配送時間（距離）を考慮し、野田センター規模の施設 3 箇所から給食提供を行うものです。

案 4 は、現在の運用方式（給食センター 2 施設 13 校＋自校方式 18 校）を継続運用するものです。

この自校方式、センター方式、親子方式の 3 方式によるライフサイクルコスト（60 年）の試算結果をまとめると 17 ページの表 16 のとおりです。

センター方式は、集約によるスケールメリットにより、現行方式と比較し約 180 億円の削減、一方、全校を自校方式とした場合は、約 90

億円の増加になる結果となりました。

また、センター方式を親子方式に移行する一部親子方式は、整備費用はセンター方式の継続よりも安価となる一方、運営費用は調理場の分散による施設の維持費負担増により、トータルコストとして現行方式と比較し約 29 億円の増加となりました。

18 ページは調理方式移行における課題として、自校方式、親子方式、センター方式それぞれについて挙げております。

続きまして、19 ページの (4) 学校給食施設の整備方針を御覧ください。先ほど御説明したいずれの調理方式においても、導入するには一長一短があり、優劣の判断が難しい状況にあります。

一方で、経年とともに給食施設の老朽化も年々進行しており、早期の施設整備が望まれます。

特に、建物本体や設備の老朽化の進行も著しい野田センター、施設の老朽化に加え給食提供数に対する調理場面積不足の南部小学校、施設全体の老朽化が著しい東部小学校については、先行して早期整備が必要であり、次のとおり整備案を示させていただきます。

一つ目として、野田センターの建て替えです。

親子方式案において子校となる宮崎小以外は、全て新設整備となるため、調理場建設場所の確保や動線確保に既存施設の改修も必要となり、工事費の増大化、工事期間の長期化による学校運営に大きな影響が懸念されます。自校方式又は親子方式を採用した場合は、他の公共施設の整備スケジュールも踏まえた計画となるため、長期の整備期間が必要になります。以上の課題を踏まえ、センターの建て替えを計画します。

なお、給食提供が停止することのないよう、新たな用地を確保し整備することとします。また、他の給食施設の更新時や事故発生時の代替提供施設としての機能も持たせるため、最大調理食数を 5,000 食規模とします。

二つ目として、南部小学校の給食施設の建て替えです。

推計児童数から提供食数が多く、親子方式の採用は難しいこと、給食提供数に対し、調理場面積が大幅に不足しており、作業動線や設備の増設が困難な状況から調理従事者の負担も大きく、早期の改善が必

要であること、以上の課題を踏まえ、給食施設の建て替えを計画します。

なお、工事中の代替給食は、現行の野田センターでは対応が困難なため、新設する野田センターから提供を予定します。

三つ目として、東部小学校の親子方式の導入についてです。

現在の給食提供数から、親子方式の早期導入が可能であり、整備期間の短縮や改修費用を安価に抑えることができます。また、施設間の距離が短く、適温での給食提供が可能であること、栄養教諭等の配置の工夫により、これまでの継続した食育活動が期待できること、以上から、東部中学校を親校、東部小学校を子校とする親子方式を計画します。

20 ページの④に、整備スケジュール（案）を記載しております。野田センターは、令和5年度、6年度に用地を取得し、令和7年度、8年度に設計及び施工し、令和9年度から稼働する計画です。

南部小学校は、令和6年度から代替給食の改修設計及び建替設計を始め、令和7年度から代替給食受入工事を開始し、令和9年度から建替工事に着手する計画です。東部小学校は、令和5年度に改修設計を行い、令和6年度に改修工事を実施し、令和7年度から親子給食を開始する計画です。

その他の給食施設についてですが、引き続き老朽化が著しい北部小学校、川間小学校の整備方式の検討を最優先に、各調理場の老朽化度や児童生徒数の推移を考慮した整備計画の策定作業を進めていくこととします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長（学校教育部長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

南部中（待山委員）

いろいろ本当に考えられたと思うのですが、一番大切なことは子供たちへの食育の推進や、安心安全な給食の提供であり、あとはどんな

方法で行うかというところですね。できれば、自校式で自分の学校で調理が行われるというのが、作る方もそうですし、食材の仕入れや提供を考えたときに、野田市は地場産物を積極的に活用しているということを知っていますし、それがセンター方式だと、5,000食の規模の給食で、例えば、ほうれん草や大根のような地場産物を使用するというのが、難しいのではないかと考えております。センター方式について仕方のない部分があると思うのですが、できればそれぞれの学校で作る、若しくは、親子方式が、今一度検討されることによって、地場産物をこまめに仕入れるのがいいのではないかと個人的に思いました。

また、みずきやその周辺地域に、食に興味や意識のある方が多く、この給食運営委員会の内容についても、興味を持つ方が増えてきたのですが、昨年10月26日に、日本全国のオーガニック給食のフォーラムがありまして、日本全国の拠点から給食に興味を持つ1,000人ぐらいの方が中野区の会場に集まり、参加したということです。

そこでは、各地域の給食について、食は子供の体を作っていくものであり、できるだけ安心安全な有機のものを推進してほしいという意見が多かったようでした。野田市は、コウノトリをシンボルとした安心安全の自然豊かな町であり、そこで収穫された黒酢米や農産物を給食で提供するには、やはりセンター方式だと、無理が出てしまう恐れがあるのではないかと懸念があり、自校方式若しくは親子方式で、地場産の安心の食材を子供たちに食べさせようとする姿勢が、野田市のシンボルとなって、農産物がもっとブランド化して、全国にいい形で発信するというような経済の循環も、できたらいいかなと南部中の方々と話をしたりしておりました。

また、オーガニックフォーラムの中で、農水省から緑の戦略というオーガニック化に向けた農家への支援、文科省から地場産の有機農産物を使用する、給食に関する支援の予算、これはコーディネーターや備品の購入などですね。また環境省からはグリーン購入法ということで、国等の食堂ではできるだけ有機農産物を使う方針になったとありました。

現在、農薬や除草剤、殺虫剤について、今までなかったアトピーや

アレルギー、癌、そして発達障害にも影響しているということも、間接的に言われるようになり、これを除去するために有機農産物を食べることで、体内をデトックスするということも分かってきたとありましたので、付け加えさせていただきます。
よろしく申し上げます。

委員長（学校教育部長）

給食センターにおける地場産物の扱いについて、現時点の状況の説明を事務局お願いします。

事務局（主任技師）

学校教育課主任技師の大杉と申します。

冒頭で、センター方式は地場産物の導入が難しいのではないかとこの心配をされていたのですが、地場産物の納入状況について、給食センターであるから地場産物を使いにくいということはなく、給食センターが使用量的に一番多くの地場産物を使っております。小規模校と比べて、種類がたくさんというわけではないのですが、ほうれん草や大根などについては、給食センターもたくさん使用しております。

事務局（教育長）

オーガニック給食の話をしていただき、ありがとうございます。

ただ、オーガニック給食を実施するためには、厳しい基準がございます。

例えば、一度でも肥料や農薬を使用した土で作った野菜は、オーガニック野菜と言えないのです。このような厳しい基準がございますので、野田市としては、それに近い有機JAS認証規格の野菜や、地場産物を使用して、より安全に地元の野菜を味わっていただくというような工夫をしているところでございます。

以上です。

委員長（学校教育部長）

学校給食施設の整備方針について、承認いただける場合は拍手をお

願いたします。

【拍手】

委員長（学校教育部長）

御質問等ないようでしたら、以上をもちまして、議事に関しては終了いたします。この後の進行については司会にお返しします。

司会（事務局 学校教育課指導主事）

ありがとうございました。

委員の皆様から頂いた貴重な御意見は、今後にかしてまいりたいと思います。また、今回の内容については、各学校への情報提供をお願いいたします。

以上で野田市学校給食運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。